

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;"><u>保発0123第3号</u> <u>平成31年1月23日</u></p> <p>地方厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省保険局長 (公印省略)</p> <p>国民健康保険の<u>市町村保険者及び国民健康保険組合並びに</u> 国民健康保険団体連合会の指導監督について</p> <p>標記については、別添1により保険局長から都道府県知事あて及び別添2により国民健康保険課長から都道府県民生主管部（局）長あて通知したので、都道府県<u>及び市町村</u>との事務打合せ並びに<u>国民健康保険組合及び</u>国民健康保険団体連合会の指導監督にあたり、遺漏なきよう配慮されたい。</p>	<p style="text-align: right;"><u>保発0217第2号</u> <u>平成24年2月17日</u></p> <p>地方厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省保険局長 (公印省略)</p> <p>国民健康保険の<u>保険者及び</u>国民健康保険団体連合会の 指導監督について</p> <p>標記については、別添1により保険局長から都道府県知事あて及び別添2により国民健康保険課長から都道府県民生主管部（局）長あて通知したので、都道府県との事務打合せ並びに<u>保険者及び</u>国民健康保険団体連合会の指導監督にあたり、遺漏なきよう配慮されたい。</p>